

○国土交通省告示第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九十条第二号の規定により試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定めたので、告示する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第九十条第二号の規定により試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

第一 登録試験機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）が、試験の申請を自ら行つた場合又は代理人として試験の申請を行つた場合

第二 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）が、試験の申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下「特別評価方法」という。）を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに該当する業務を行つた場合

2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

3 建設工事に関する業務

4 工事監理に関する業務

5 製造に関する業務

第三 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行つた場合（当該役員又は職員（試験員を含む。）が当該申請に係る試験の業務を行う場合に限る。）

1 試験の申請を自ら行つた場合又は代理人として試験の申請を行つた場合

2 試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について第二の1、2、3、4又は5に掲げる業務を行つた場合

第四 第一から第三までに掲げる場合に準ずる場合であつて、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合